

たけおかだいとくべつしえんがっこうこうとうぶ
武岡台特別支援学校高等部

せいとこころえ

生徒心得

がっこう しゅうだん なか じぶん きた みが たか ば
学校は集団の中で自分を鍛え、磨き、高める場です。

みんなが楽しく学校生活を送るためには、みんながルールを守り、お互いに思
いやりの気持ちを忘れないことが大切です。積極的に協力して明るい秩序の
ある学校を創り、社会の一員として責任のある行動をとりましょう。



こうとうぶ せいかつもくひょう
高等部の生活目標

- ひと さき げんき きも よ
・ 人より先に元気で気持ち良いあいさつをしましょう。
- ことばづか こころ
・ ていねいな言葉遣いを心がけましょう。
- ふんまえ こうどう じかん まも
・ 5分前に行動し、時間を守りましょう。
- たが みと あ がっこう
・ お互いを認め合い、いじめのない学校にしましょう。

もくじ

I	<small>こうないせいかつ</small> 校内生活	
1	<small>とうこう あさ かい</small> 登校・朝の会	1
2	<small>たいりよく</small> 体力づくり	1
3	<small>ぜんこうちょうかい がくぶちょうかい がくねんしゅうかい</small> 全校朝会・学部朝会・学年集会	2
4	<small>じゅぎょう</small> 授業	2
5	<small>きゅうしょくじかん</small> 給食時間	2
6	<small>ひるやすみ</small> 昼休み	3
7	<small>せいそう</small> 清掃	3
8	<small>げこう</small> 下校	3
9	<small>た</small> その他	4
II	<small>こうがいせいかつ</small> 校外生活	5
III	<small>ふくそうきてい</small> 服装規程	7
IV	<small>きよかおよ とどけ</small> 許可及び届	11

I 校内生活

1 登校・朝の会

- (1) 決められた服装で登校する。
- (2) 通学バス利用者は、10分前にはバス停に到着しておく。
- (3) 運転手やバス介助職員の指示に従い、シートベルトを装着し、マナーを守って乗車する。
- (4) 自主通学生は、登校したら朝自習や清掃活動などに積極的に取り組む。
- (5) 欠席や遅刻する際は、必ず保護者から学校へ連絡してもらう。また、自主通学生は事故等により遅刻する場合は、必ず保護者と学校に連絡をする。
- (6) バス降車後は、速やかに教室に移動する。(バスターミナル内は通行せず、校舎沿いに移動する)。
- (7) 立ち止まり、人より先に元気よくあいさつをする。
- (8) 登校後は速やかにトイレや着替え等を済ませ、個別の課題等に取り組む。

2 体力づくり

- (1) 原則、体育服(ジャージ)で参加する。
- (2) 体調不良等で参加できない場合は、学級担任に相談し、指示を受ける。

3 全校朝会・学部朝会・学年集会（朝会）

- (1) 集合時間を守り、集まったら静かに座って待つ（5分前行動）。
- (2) 体育館への出入りは順番を守り、靴はそろえる。

4 授業

- (1) 始業の合図と同時に授業が始められるよう、
休み時間の間に次の授業の準備やトイレ等を済ませ、
授業開始のチャイムが鳴る前に着席して静かに待つ。



- (2) 始まりと終わりのあいさつは元気良く行う。

「これから〇時間目の授業を始めます、礼。お願いします。」

- (3) 勝手に席を離れたり、教室から出たりしない。
- (4) 必要な学習用具（筆記用具等）は自分で準備し、貸し借りはしない。
忘れた場合は、事前に学級担任または担当教師へ連絡する。

5 給食時間

- (1) 給食当番以外の生徒は教室で着席し、静かに過ごす。
- (2) 給食当番は、給食着・マスクを必ず着用し、手指の消毒をする。
- (3) 給食室への入室は一列に整列し、他の人の通行の妨げにならないようにする。
- (4) 給食時間は12：35までとし、決められた時間までは教室で過ごす。
- (5) 食器等は決められた場所に片付ける。

6 ひるやす 昼休み

- (1) 遊具ゆうぐを利用する際りようには、ケガのないように安全あんぜんに気きをつける。また、順じゆん番ばんを守るなど、ゆずり合あって遊あそぶ。
- (2) 体育館たいいくかんの使用しようにあたっては、必かならず教きよう師し同どう伴はんのもと、体育館使用たいいくかんのきまりを守る。また、使用後しようごは必かならずモップせいそうをかけるなど清おこな掃せいを行う。
- (3) 立ち入りたの禁い止きんされている場ば所しょや人ひとのいない教きよう室しつ（自じ分ぶんのクいラがいス以外）へは入はいらない。

7 せいそう 清掃

- (1) 決きめられた時じ間かんいっばい掃そう除じをする。
- (2) 掃そう除じ用具ようぐは大たい切せつに扱あつか、後あと片か付かけまできちんとする。

8 げこう 下校

- (1) 机つくえ・イスの整せい頓とん、消しょう灯とう、戸と締じりをする。
- (2) 通つう学がくバりス利用りよう者しゃは帰かえりの会かいが終おわつたら速すみやかにバじようスに乘じよう車しゃし、シシートートベルトを装そう着ちやくして静しずかに待まつ。
- (3) 自じ主しゆ通つう学がく生せいは、自じ主しゆ通つう学がくのきまりを守まもり、速すみやかに下げ校こうする。

9 その他

- (1) 所持品にはすべて記名し、必要以外の金銭、物品（遊戯道具、娯楽雑誌、菓子等）は持ってこない。
- (2) 物やお金の貸し借りはしない。
- (3) 校内の移動は、原則として右側を通行し、静かに行う。（走ったり、他の人の迷惑になるような危険な行為はしたりしない。）
- (4) 登校してから下校するまで、許可なく校外に出ない。
- (5) 校舎内では上履きを使用し、トイレを使用するときはスリッパに履き替える。次の人が使いやすいように、使用したスリッパは並べる。
- (6) 校舎内外の整理整頓に心がけ、施設、設備、備品等、公共物は大切に
する。もし、破損した場合は必ず先生に報告する。
- (7) 他の教室に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可を得る。

<教室に入るとき>

- ① 「〇年〇組、〇〇です。」
- ② 「〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいですか。」
- ③ 「失礼します。」

<教室から出るとき>

- ④ 「失礼しました。」

- (8) 丁寧な言葉遣いを心がけ、他の人への思いやりの気持ちをもって接する。

II 校外生活

- 1 通学については、出発・帰宅の時刻を定め、申請した一定の通学路を利用する。
- 2 交通道徳や交通規則を守り、交通事故防止に心がける。特に自転車運転では、交差点や踏切等で一旦停止を守り、二人乗り、並列運転はしない。
- 3 外出するときは、「行き先」、「誰と行くのか」、「何をするのか」、
「帰宅時間」などを家族に必ず伝える。日没までに帰宅する。
- 4 夜間外出及び外泊は保護者と一緒である場合のみ認められる。日没をもつて夜間とする。（日没の目安：2月～9月→18：30／10月～1月→17：30）
- 5 遊技場・その他の出入りについては、鹿児島地区生活指導研究協議会での確認事項に従う。
- 6 友達付き合い、男女交際について
 - (1) 男女1対1での外出は慎むようにする。
 - (2) 異性の家には行かないようにする。また異性を家に上げないようにする。
 - (3) 同性の家（学園）に行くときには、行く家（学園）の保護者に必ず了解を得る。保護者が留守の家には行かない。

じょうけんつ ひと
△ 条件付き × 認めない

	ば 場 しよ 所	か ひ 可 否	び 備 こう 考
1	と 登 ざん 山	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
2	キャンプ・サイクリング	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
3	えい 映 が 画	△	にんていえいが かぎ 認定映画に限る
4	ゲ ー ム セ ン タ ー ほか の ゆうぎじょう そ の 他 の 遊 技 場	×	テレビゲーム, ビリヤード スーパーのゲームコーナーも含む プリクラについては, げんそくほごしやどうはん 原則保護者同伴
5	マ ン ガ きっさ インターネットカフェ 喫茶	×	
6	カラオケスタジオ	△	こうこうせいにゆうじょうきよか か 高校生入 場 許可のスタジオに限る ほごしやどうはん 保護者同伴
7	ふく 複 合 型 娛 楽 し せつ かた 設 施	△	じょうき したが 上記4, 6に従う
8	ローラースケート スケートボード キックスクーター	△	たにん めいわく ばしよ ろじょう きんし 他人に迷惑をかける場所や路上は禁止
9	テ レ ビ とう しゅつ えん 等 出 演	△	がっこう きよか ひつよう 学校の許可が必要
10	かいすいよく 海 水 浴 ・ プ ー ル	△	ゆうえいきんし かわ うみ ゆうえい きんし 遊泳禁止の川や海での遊泳は禁止 かいすいよくじょう ゆうえいくいき ほごしやどうはん 海水浴場の遊泳区域のみ保護者同伴
11	なつまつ とう 夏 祭 り 等	△	ほごしやどうはん きたく 保護者同伴とし21:30までには帰宅

※ ふくごうがたごらくしせつ 複合型娯楽施設とは, ROUND 1 (ラウンドワン) など のような施設を指す。

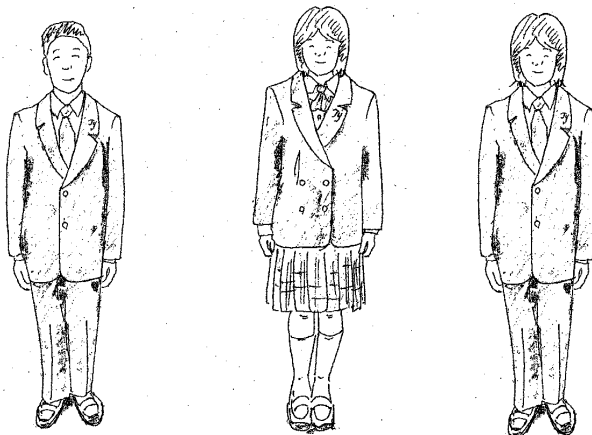
Ⅲ 服装規定

1 服装については自己の体調に合わせて、学校指定の制服を着用する。

(1) ジャケット着用時（目安時期：11月初旬～）

高等部指定のブレザー、シャツ、ネクタイ又はリボン、

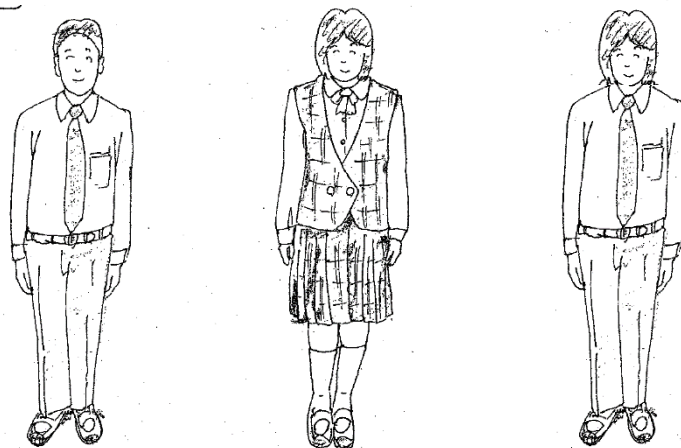
スラックス又はスカート、1年生のみ襟章（青）



(2) 長袖シャツ着用時（ジャケット脱いだ状態）

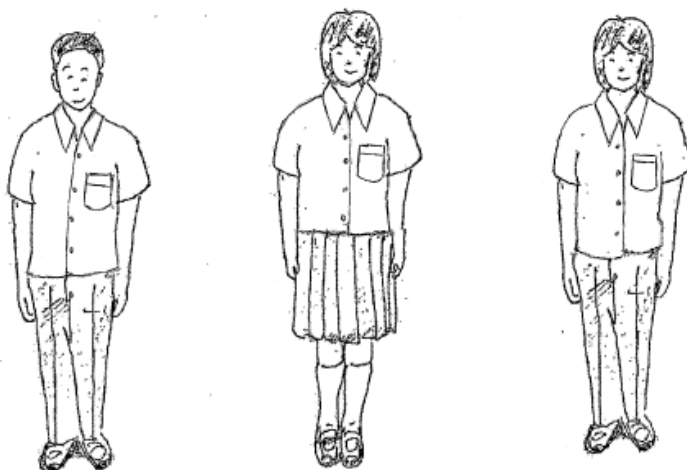
高等部指定のシャツ、ネクタイ又はリボン、スラックス又はスカート

※シャツから下着が透けないようにベストを着るなどして、気を付ける



(3) ^{はんそで}半袖^{ちやくようじ}シャツ着用時 (目安時期: ^{めやすじき}6月初旬^{がつしょじゆん}～)

^{こうとうぶしてい}高等部指定のシャツ, スラックス又はスカート



(4) ^{たいいくふく}体育服・^{さぎようふく}ジャージ・作業服

^{こうとうぶしてい}いずれも高等部指定のもの。

2 ^{せいふく}制服は正しく^{ただ}着用^{ちやくよう}する。

(1) スカートの長さは、ひざの中央を標準とする。(立膝した際にスカートの裾が床に触れる長さ)

(2) スラックスのベルトは必ず付ける。ベルトの色は地味な色目のものとし、へその高さでベルトをしめる。

(3) カッターシャツ, ブラウスはスラックスやスカートの中に入れる。

(4) シャツの下に着る肌着は派手な色や柄のものを避け, シャツの下から見えないようにする。

(5) カッターシャツ, ブラウスは第1ボタンまで留め, ネクタイ, リボンがたるまないように首元までしっかりとしめる。

(6) 靴下は, 派手な色や柄のものを避け, 無地とする。また, 冬期に限り, 黒又は肌色無地のストッキングの着用を認める。

- 3 頭髪は、常に清潔に整え、活動しやすい髪型を基本とする。不自然な髪の手入れはしない。髪は目にかからないように注意し、長くなったらゴム等で結ぶようにする。（その際、派手なものは避けるようにする）
染色やパーマ、まゆ剃りは認めない。

4 防寒着・カバン等について

- (1) コートやマフラー、手袋等の防寒着の着用は認めるが、派手なものは避け、状況に応じたものを着用するようにする。
- (2) 体調不良等の場合を除き、原則校舎内では防寒着（コート、マフラー、手袋）は着用しない。校舎内で防寒対策をする場合は、担任に相談をする。
- (3) 指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ピアスなどの装飾品（アクセサリー）は身に付けない。腕時計は派手にならないものとする。
- (4) まゆ剃り、ピアス、入れ墨、化粧、マニキュアは禁止する。
- (5) タオルは教室内に置き、ポケットにはハンカチを入れておく。
- (6) 通学用カバンは、手提げカバン、リュックサック等とする。
- ・ 肩からかけるタイプのスポーツバッグ（エナメルバッグ）は可。
 - ・ 派手な模様や装飾は不可とする。
- (7) 通学用の靴は白、黒を基調とした派手でないもの、ハイカットの靴は不可とする。上履きは白を基調とする。

※ 特別の事情によりこの規程によらず登校する場合は、保護者が学校に相談し、許可を受ける。

IV 許可及び届

1 次の事項については、前もって学校への許可申請が必要です。

(1) 自主通学（一部区間・全区間）

ア 自主通学をする場合は、保護者の責任の下で自主通学の練習を行い、通学経路や時刻等の確認を十分に行われ、安全が確保されていることが前提である。

イ 自主通学をする場合は一部区間、全区間にかかわらず「自主通学申請書」並びに「自主通学誓約書」を提出し、許可された場合のみ自主通学を開始することができる。

(2) 携帯電話の校内持込

ア 学校への持込は原則禁止する。ただし、自主通学生に限り、学校に「自主通学生における携帯電話利用届」を提出し、許可された場合のみ持込が認められる。

イ 学校への持込を許可された者は、校内に入る前に電源を切り、校内では使用をしない。

ウ 学校への持込については、校内でのきまりを守る。きまりを守れなかったり、マナーを守れなかったりした場合は、学校への持込を禁止する（登校時にきまりを守れなかった場合は、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返すこととする）。

(3) アルバイト

- ・ アルバイトは原則禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、担任、学年主任、学部主事等に相談し、必要があると判断された場合のみ認める。

(4) 自動車学校に入校、又は免許を取得するとき

ア 在学中の原動機付自転車（50ccバイク）、または普通自動車免許

取得は、進路決定上免許を取得することが必要不可欠であると考えられる生徒にのみ認められる。その際、許可願を提出し、学校が許可した場合のみ認められる。

イ 免許の取得後は、卒業まで保護者預かりとし、乗車はしない。

(5) 身分証明書が必要なとき

- ・ 身分証明書は希望者のみ発行します。必要な場合は、保護者が担任に届け出るようにする。

2 次の事項については、速やかに学級担任に届け出る。

(1) 遅刻・欠席するとき。

(2) 忌引きのとき。

(3) 校内の施設設備等を破損したとき。

(4) 校内で金品を拾得、紛失又は盗難にあったとき。

(5) 事故その他、身に異変が生じたとき。

(6) 交通違反その他により、関係機関から指導を受けたとき。